締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
デンマーク王国	平成十六年九月十五日	平成十七年三月十五日
ニュージーランド	平成十九年八月二十一日	平成二十年二月二十一日

締約国	拘束されることに同意する旨の通告の日	当該締約国についての発効日
イラク共和国	平成二十六年九月二十四日	平成二十七年三月二十四日
グレナダ	平成二十六年十二月十日	平成二十七年六月十日
アルジェリア民主人民共和国	平成二十七年五月六日	平成二十七年十一月六日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
ブルキナファソ	平成十五年十一月二十六日	平成十六年五月二十六日
アルゼンチン共和国	平成十六年二月二十五日	平成十六年八月二十五日
ウルグアイ東方共和国	平成十九年八月七日	平成二十年二月七日
ジョージア	平成二十一年六月八日	平成二十一年十二月八日
ドミニカ共和国	平成二十二年六月二十一日	平成二十二年十二月二十一日
ブラジル連邦共和国	平成二十二年十一月三十日	平成二十三年五月三十日
南アフリカ共和国	平成二十四年一月二十四日	平成二十四年七月二十四日
クウェート国	平成二十五年五月二十四日	平成二十五年十一月二十四日
ザンビア共和国	平成二十五年九月二十五日	平成二十六年三月二十五日
バングラデシュ人民共和国	平成二十五年九月二十六日	平成二十六年三月二十六日

平成二十八年五月十七日　外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第三十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として泉佐野市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月十七日　文化庁長官　宮田　亮平

名称	員数	関係告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
奥家住宅（大阪府泉佐野市南中樫井）	一棟	昭和四十四年六月二十日文部省告示第二百九十二号	奥　省一	大阪府泉佐野市羽倉崎二丁目一―四ディレスティアりんくう羽倉崎三〇一号	大阪府泉佐野市南中樫井一九三番地
西土蔵 附・東門及び東西高塀 ・東塀 ・北塀 宅地		平成二十七年五月二十二日文化庁告示第二十六号 平成二十七年七月八日文部科学省告示第百二十号			

○厚生労働省告示第二百二十四号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二項の表平成二十二年度の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号

○農林水産省告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十七日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日香六字下山五三、五七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十七日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字川ケ渡二四二二の七、字木根坂二四七四の六〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十七日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県土岐市肥田町肥田字欠之下一八四五、一八四八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）